

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第9級に該当すると
して、障害等級第12級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は〇〇製作所に勤務していたが、事業場での作業中に高さ3.5メートルの足場
から転落し負傷した。負傷後、〇病院を受診し「後頭部骨折、急性硬膜下血腫、外傷性脳
出血の疑い、胃潰瘍、頸椎椎弓骨折の疑い、不眠症、統合失調症、外傷性脳損傷」と診断
され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」とい
う。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者
災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下
「障害等級」という。）第12級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給す
る旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

障害補償給付の請求後に脳機能の検査を受けたところ、異常があることが認められたこ
とから、当該異常を含めての再審査をお願いしたい。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 頸部・腰部・右手について、患部には神経症状が残存しており、その程度は「局部に神
経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当する。
- (2) 嗅覚について、T&Tオルファクトメータによる基準嗅力検査の平均認知域値の平均嗅
力損失値が5.8であり、その程度は嗅覚脱失（準用第12級）に該当する。
- (3) 味覚について、ろ紙ディスク法による味覚定量検査により、基本4味覚のうち1味覚以
上を認知できないことから、味覚減退（準用第14級）に該当する。
- (4) 以上から請求人に残存する障害の程度は、頸部・腰部・右手の神経症状については併合
の方法により準用第14級となり、これを嗅覚障害、味覚障害と併合し、障害等級第12級
に該当すると判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 高次脳機能障害について、〇病院A医師及び□病院H医師の意見から、脳挫傷による高
次脳機能障害の存在が明らかであり、その程度は、「通常の労務に服することはできるが、
高次脳機能障害のため、多少の障害を残すもの」（障害等級第12級の12）に該当する。

イ 嗅覚障害及び味覚障害について、〇病院C医師及び□病院F医師の意見より、脳挫傷に

よる嗅覚障害及び味覚障害が存在し、嗅覚障害については、嗅覚の脱失として準用第 12 級の 12、味覚障害については、味覚減退として準用第 14 級に該当する。

ウ 上記、ア、イのとおり、脳挫傷による高次脳機能障害と身体性機能障害等が存在するため、それぞれの障害の程度等をふまえて総合的に判断することとなるが、□□病院H医師の指摘等から、「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」（障害等級第 9 級の 7 の 2）に該当するものと認められる。

エ その他、頸部、腰部及び右手指部の神経症状については、それぞれ、頸部に神経症状を残すもの（第 14 級の 9）、腰部に神経症状を残すもの（第 14 級の 9）、右手に神経症状を残すもの（第 14 級の 9）に該当する。

(2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は「神経系統の機能又は精神の障害」として同一系列の障害であるから、併合の方法を用いて準用等級を定めることとなり、請求人の障害等級は第 9 級（準用）に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 12 級に応じる障害補償給付を支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。